

臨時福祉給付金
子育て世帯
臨時特例給付金

申請方法について

◆申請方法

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
郵送	申請書に記入の上、本人確認書類の写しおよび通帳またはキャッシュカードの写しを同封し、返信用封筒でご返送ください。	申請書に記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。 (児童手当の受取口座以外を指定する場合は、本人確認書類の写しおよび通帳またはキャッシュカードの写しを添付)
窓口	申請書、本人確認書類、通帳またはキャッシュカード、印鑑をお持ちください。	申請書、印鑑をお持ちください。 (児童手当の受取口座以外を指定する場合は、本人確認書類の写しおよび通帳またはキャッシュカードの写しを持参)

◆申請場所・受付時間

○茂原市役所（本庁）

- ・「臨時福祉給付金」は、臨時福祉給付金事務室（5階）
- ・「子育て世帯臨時特例給付金」は、子育て支援課（2階）

月～金 9時～17時（土日・休日を除く）

※7月5日㊦、12日㊦、19日㊦、20日㊦は、9時～17時

7月の水曜日は時間を延長し、19時まで子育て支援課（2階）で受け付けます。



○本納支所

月～金 9時～17時（土日・休日を除く）

※7月20日㊦は9時～17時まで受け付けます。

◆お問合せ先（土日・休日を除く9時～17時）

- ・臨時福祉給付金に関するお問い合わせは、
臨時福祉給付金事務室（5階） ☎(23)2156、FAX(20)1605
- ・子育て世帯臨時特例給付金に関するお問い合わせは、
子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610
- ・制度に関するお問い合わせは、（9時～18時）
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570(037)192 へ。



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

市役所や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。